

広島県告示第三十二号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第十八条第五項の規定によって、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和四年一月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 | |
|--------------|-----|----------------------|-------|
| 氏名又は名称 | 住所 | 所在 | 面積（㎡） |
| 瀬戸内醸造所株式会社 | 竹原市 | 竹原市竹原町字皆実新開一八一〇番一二二 | 五二五 |
| 株式会社ノーサイド | 三次市 | 三次市甲奴町梶田字国広一八八一番ほか二筆 | 六、八七五 |

二 認可年月日

令和四年一月二十六日